

令和5年5月8日

保護者の皆様

福生市立福生第三小学校
校長 浅倉 宏之

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策 について

日頃より本校の教育活動に御協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症法上の位置付けを5類感染症に移行することとなります。

つきましては、令和5年5月8日以降、次のとおり対応いたしますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

この間、感染拡大の防止と学校教育活動の継続の両立に御理解、御協力いただきありがとうございました。

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

5類感染症への移行後においても、次のような対策を講じることが引き続き重要です。

- (1) 児童・生徒に風邪と思われる症状（のどの痛み、咳、だるさなど）が見られる場合は無理をして登校せず、自宅で休養すること等が重要です。

なお、児童・生徒の検温結果を検温カードに記載して提出いただく必要はありません。

- (2) 学校教育活動における感染症対策について

ア マスクの着用を求めないことを基本といたします。

イ 引き続き適切な換気を行います。

ウ 引き続き手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を行います。

2 感染状況に応じた欠席等の対応について

- (1) 児童・生徒の感染が判明した場合には、出席停止とします。期間は、発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでです。

なお、児童・生徒が登校再開するに当たり「学校感染症(インフルエンザ及び第3種 その他)の登校再開届」を保護者が記入し、学校へ提出してください。

- (2) 医療的ケアを必要とする児童・生徒等及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒等については、感染の不安から、保護者が児童・生徒を休ませたい場合は、個別に御相談ください。

〈問い合わせ〉

副校長 西村 学徳

電話 042-551-0249